

宜野湾市ネーミングライツパートナー募集要項 (施設提案型)

1 募集目的

宜野湾市では、民間事業者との協働のもとに市有施設等を有効に活用することにより、新たな歳入の確保と施設のサービスの維持・向上を図ることを目的として、市有施設に企業名、商品名等を冠した愛称を付与する権利（以下「ネーミングライツ」という。）の取得を希望する企業等（以下「ネーミングライツパートナー」という。）から、ネーミングライツの取得を希望する施設の提案を以下のとおり募集します。

2 募集概要

次の条件で、ネーミングライツの取得を希望する施設の提案を募集します。

(1) 対象施設

対象施設は別添 対象施設一覧のとおり。

(2) ネーミングライツ料

原則として、年額（消費税及び地方消費税別）で提案してください。

※契約期間が年度途中からになる場合、初年度のネーミングライツ料は月割りにより計算します。

※ネーミングライツ料は施設のサービスの維持・向上のために必要な経費の財源となります。

※当該年度分のネーミングライツ料の支払いは、原則として毎年度、年度当初となります。複数回に分割して支払うことはできません。

(3) 契約期間（愛称使用期間）

施設の利用者である市民等の利便性を考慮し、原則３年以上で希望する期間を提案してください。

※契約期間の始期については、ネーミングライツパートナーの決定時期により、協議させていただきます。

※契約を締結したネーミングライツパートナーは、次期契約の際に優先的に交渉することができます。

(4) 名称（愛称）

① 条件

ネーミングライツパートナーに付けていただくのは、施設の愛称であり、条例上の正式な施設名称は変更しません。命名に当たっては、親しみやすさや呼びやすさなど、市民等の理解が得られる愛称とし、施設の利用者が混乱しないように配慮することとします。既に公募等により愛称を付している施設※においてネーミングライツの提案をいただく場合は、その愛称を生かした名称とな

るように条件を設定します。(※該当例：人材育成交流センターめぶき など)また、利用者等の混乱を避けるため、契約期間内の愛称の変更はできません。なお、次のいずれかに該当すると認められるものは、愛称として使用できません。

ア 法律、法律に基づく命令、条例、規則等に違反するもの又はそのおそれのあるもの

イ 公の秩序若しくは善良の風俗に反するもの又はそのおそれのあるもの

ウ 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの

エ 政治性又は宗教性のあるもの

オ 社会問題その他についての特定の主義又は主張に当たるもの

カ 虚偽であるもの又は誤認されるおそれのあるもの

キ 個人の氏名

ク 当該愛称の内容について市が推奨している等、市民の誤解を招くもの又はそのおそれのあるもの

ケ その他、市有施設の愛称として使用することが適当でないと認められるもの

② 表示

愛称の表示は施設内外の看板等（施設名表示や案内板等）、関連するウェブサイト及び新規に作成する印刷物（パンフレット等）とし、表示箇所等は協議により決定します。

③ 名称変更に伴う費用負担

名称の変更に伴う費用負担については、原則として次のとおりとします。なお、契約終了後の原状回復についても同様とし、ネーミングライツパートナーの費用負担については、ネーミングライツ料とは別に負担していただくものとなります。

区 分	費用負担	備 考
敷地内外の看板等の表示変更 （施設看板や道路標識）※ 1 ※ 2	ネーミングライツパートナー	市が設置管理するもの
市の印刷物や市のホームページの表示変更	市	新規作成分を対象とします

※ 1 市が設置管理する看板等の表示変更は、市（道路標識については道路管理者）と協議の上、変更可能な表示について、ネーミングライツパートナーが施工するものとします。（施工の範囲、実施時期及び内容等については、別途協議の上、決定するものとします。）また、新規看板等の設置については、設置の可否も含めて協議します。

※ 2 屋外広告物条例等の法令の規定に基づき必要となる手続や、宜野湾市以外の主体が設置管理する道路標識等の表示変更に係る手続については、ネーミングライツパートナーが関係機関と協議の上、対応していただくことになります。

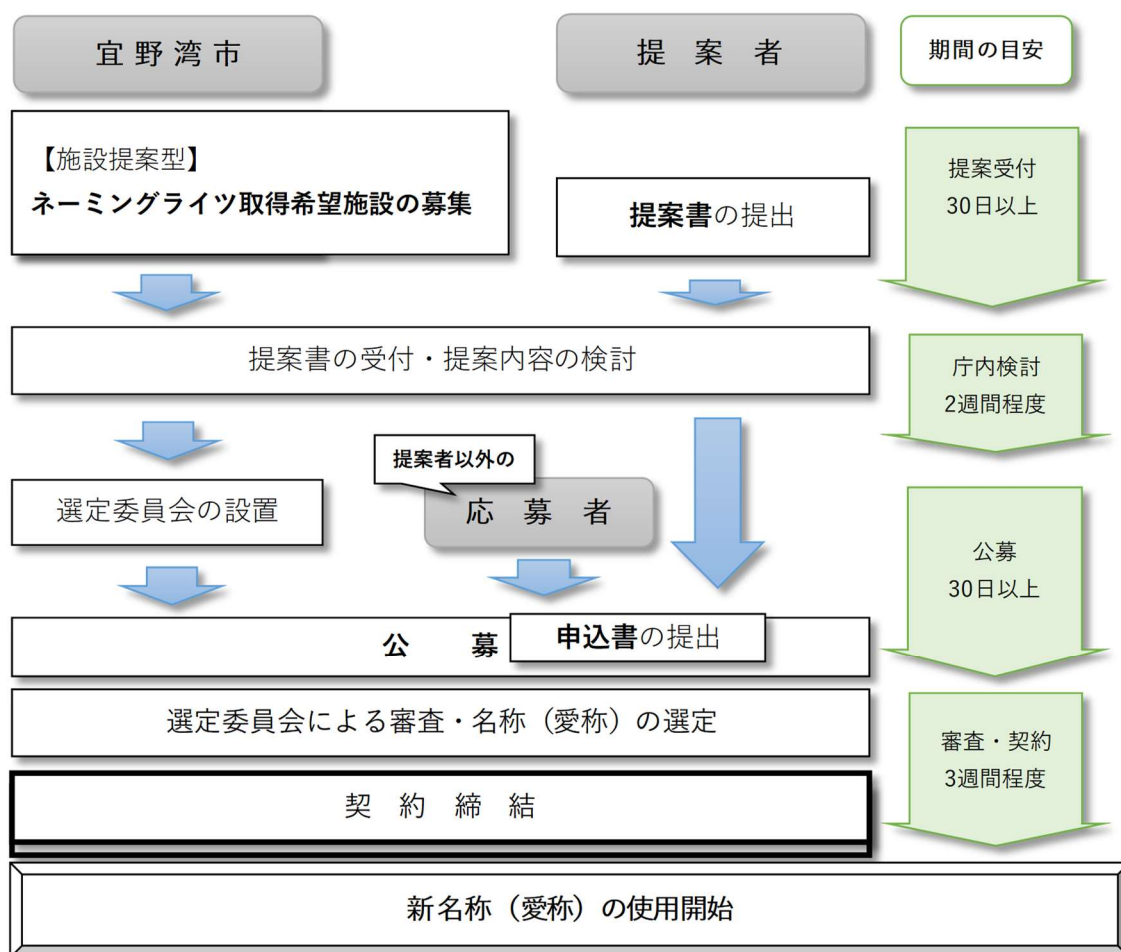
3 導入までの流れ

- (1) 提案の募集
- (2) 提案書の提出
- (3) 提案内容の検討

※提案施設が対象外にあたるなど、条件等が折り合わない場合は、公募を見送る場合があります。

- (4) 募集条件の検討・決定
- (5) 公募
- (6) 申込書の提出
- (7) 選定委員会の開催
- (8) ネーミングライツパートナー及び新名称（愛称）の決定
- (9) 契約の締結
- (10) 施設の表示等の変更
- (11) 新名称（愛称）の使用開始

【イメージ図】



4 応募資格

次のいずれかに該当する者は除きます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定により一般競争入札の参加を制限されている者
- (2) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続中の者
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）で規制される者
- (4) 貸金業法（昭和 58 年法律第 32 号）第 2 条第 1 項に規定する貸金業を営む者
- (5) たばこ製造業者並びにたばこ製品の卸売業者及び輸入業者
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）に規定する暴力団の構成員等が代表者等（役員及び経営に事実上参加している者）となっている者又は同法に規定する暴力団若しくは暴力団員と関係を有している者
- (7) 法律、法律に基づく命令、条例及び規則等に違反した者
- (8) 市から入札参加資格停止措置又は不利益処分を受けている者
- (9) 市税その他の租税を滞納している又は正当な理由なく市に対する債務を履行していない者
- (10) 指定管理者制度を導入している施設については、現在の指定管理者の事業内容等と競合する者（ただし、現在の指定管理者及びその関連事業者等を除く。）
- (11) その他、ネーミングライツを取得することが適当でないと市が認める者

5 応募方法

(1) 応募期間

随時受け付けています。

(2) 提出書類

宜野湾市ネーミングライツパートナー提案書（様式 1）

(3) 提出・問い合わせ先

宜野湾市 企画部 行政経営室

〒901-2710 沖縄県 宜野湾市 企画部 行政経営室（本庁舎 3 階）

電子メール Soumu021@city.ginowan.okinawa.jp

電話番号 098-893-4487

(4) 提出方法

直接、上記提出先までご持参いただくか、郵送又は電子メールにて提出いただいても構いません。

※応募に係る必要な経費は全て応募者の負担とさせていただきます。

ここからは提案受付から契約締結までの流れとなります

6 提案内容の検討

提案書の提出があった施設における導入の是非について、市で検討します。導入が適当と判断した場合は、募集条件を決定し、選定手続（公募等）に移行します。

※提案施設が対象外であるなど、条件等が折り合わず、公募を見送る場合があります。

7 選定手続 ※提案書の提出及び提案内容の検討を経て、選定に移行する場合の手続です。

（１）公募

提案内容を検討した結果、導入が適当と判断した場合、当該施設について競合する提案の有無を確認するため、公募（30 日間以上）を行います。

（２）申込書等の提出

① 提出書類

- ア 宜野湾市〇〇〇〇ネーミングライツパートナー申込書（様式２）
- イ 法人の概要（様式３）
- ウ 宜野湾市〇〇〇〇ネーミングライツパートナー申込みに係る誓約書（様式４）
- エ 宜野湾市との関わり、地域貢献や文化・スポーツ等に対する支援の実績及び今後の計画等（様式５）
- オ 登記事項証明書
- カ 完納証明書

② 提出方法

提出書類を持参（土日、祝祭日を除く午前８時半から午後５時まで受付）又は郵送（提出期限内必着）により提出してください。

③ 提出先及び提出期限

前述の公募において別途詳細を提示します。

④ 留意事項

- ア 申込みに係る必要な経費等は全て申込者の負担とさせていただきます。
- イ 必要に応じ、追加資料の提出をお願いする場合があります。
- ウ 提出書類等は返却いたしません。

（３）選定委員会の設置

提案を受けた施設毎に選定委員会を設置して、ネーミングライツパートナー候補者を選定します。

（４）候補者の選定基準

選定委員会において、各委員が選定基準に沿って愛称や契約条件等を総合的に審査の上、候補者及びその順位を選定します。

なお、応募が一者のみであった場合も、選定委員会において市のネーミングライツパートナーとしてふさわしいかどうか審査し、候補者を選定します。

【選定基準（例）】

選定項目	審査項目	選定基準	配点
応募者について	ネーミングライツパートナーとしてふさわしいか	経営の安定性	○点
		事業の内容	
		地域活動への理解・貢献	
		将来性	
	市民の認知	市民への知名度	○点
		市民の親しみ	
新名称(愛称)について	市民の受け入れ	親しみやすさ	○点
		呼びやすさ	
契約条件について	類似施設との比較	ネーミングライツ料の多寡	○点
	契約期間	契約期間の長さ	○点
合 計			○点

※ 公募の際に施設毎に配点を提示します。

※ 提案金額が類似施設や他事例の金額と比較して著しく低額の場合や、審査の結果、選定基準の審査項目に著しく低い評価点がある場合には、候補者を選定しないことがあります。

8 ネーミングライツパートナーの決定及び公表

（１）ネーミングライツパートナーの決定

市は、選定委員会において選定された候補者との協議を経て、ネーミングライツパートナーを決定します。なお、協議は、先順位候補者から順次行いますが、合意の可能性がないと市が判断した場合には、当該候補者との協議を打ち切り、次順位候補者と協議を行うものとします。

（２）ネーミングライツパートナーの公表

ネーミングライツパートナーの決定後、全ての応募者に結果を通知した後に、市のホームページへの掲載や報道機関への情報提供等により、ネーミングライツパートナー名、施設の新名称（愛称）、ネーミングライツ料、契約期間等を公表します。

なお、ネーミングライツパートナーに選ばれなかった応募については、企業名等の公表はしません。

9 契約締結

ネーミングライツパートナーの決定後、市とネーミングライツパートナーとの間でネーミングライツに関する契約を締結します。契約の締結に係る費用は、ネーミングライツパートナーの負担とします。

契約締結後は、市の各種広報において愛称を使用するとともに、利用団体等の関係機関に対しても愛称の使用、周知を働きかけます。

なお、契約を締結したネーミングライツパートナーは、次期契約の際に優先的

に交渉することができます。

10 決定の取消及び契約の解除

ネーミングライツパートナーを決定した後において、ネーミングライツパートナーが、応募資格要件（前記「4 応募資格」に記載した要件）を欠くこととなった場合、社会的信用を損なう行為等により市又は施設のイメージが損なわれた場合等、ネーミングライツパートナーとすることが適当でないと認められる場合には、市はその決定の取消し又は契約の解除をすることができることとします。この場合、契約の解除に伴う原状回復等に必要な費用は、ネーミングライツパートナーの負担とします。

11 留意事項

（１）リスク負担

新規に設置した看板等により第三者に損害が生じた場合の負担や、施設に付けた愛称が第三者の商標権を侵害した場合の負担は、ネーミングライツパートナーが負うこととします。

その他、定めのないリスクが生じた場合は、市とネーミングライツパートナーが協議し、リスク負担を決定するものとします。

（２）指定管理者との協議

指定管理者制度を導入している施設については、施設の管理運営を指定管理者が行っているため、新名称（愛称）決定後、ネーミングライツ導入に関し必要な事項について、ネーミングライツパートナー、指定管理者及び市との間で協議することとします。

（３）情報の公開

応募内容（提出書類等を含む）及び選定結果等については、宜野湾市情報公開条例に基づき、取り扱います。

（４）その他

本要項により難しいと判断されるものについての取扱いは、別途定めることとします。